

## 新BOP学童クラブにおける長期休暇期間中のデリバリー弁当の実施状況について

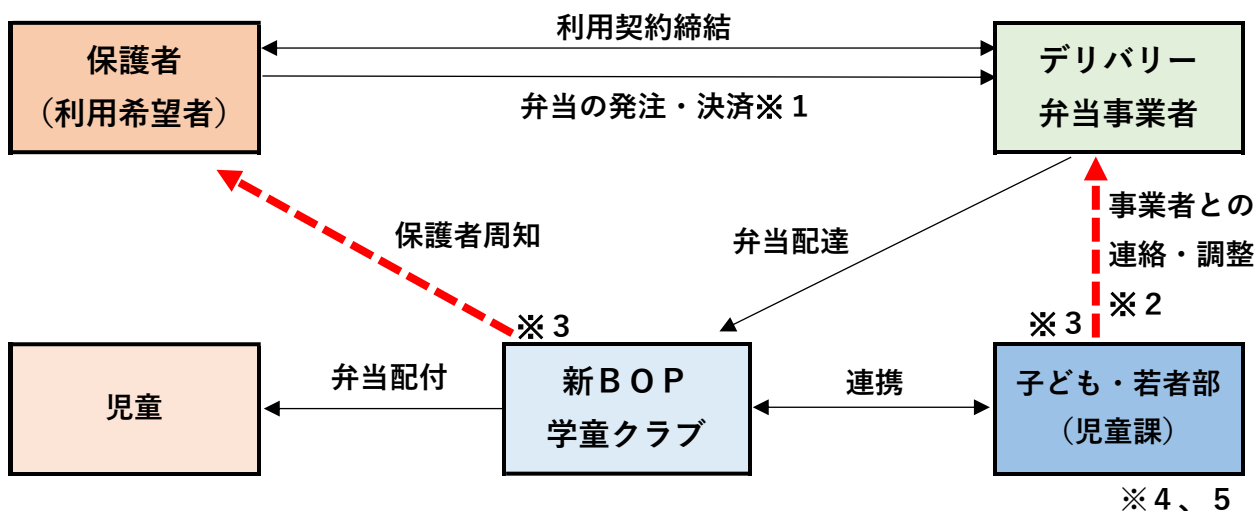
## 1 主旨

新BOP学童クラブでは、小学校の長期休暇期間中の昼食は児童が弁当を持参することを原則としているが、令和3年度の冬休みから、一部の新BOP学童クラブにおいて、保護者が主体となり、民間のデリバリー弁当事業者（以下、「事業者」と言う。）を活用した昼食提供の取組みを開始した。

当該取組みは他の新BOP学童クラブにも広がり、令和5年度の冬休みには15校で実施を予定している。この間、保護者の負担軽減や新規導入の円滑化等の観点から、区が事業者を公募で選定するなど、区のサポートを拡充しながら進めてきており、この実施状況について報告する。

## 2 実施概要

(1) 主な実施の流れ（令和5年度の冬休み以降、区が選定した事業者を利用する場合）



- ※1 デリバリー弁当の利用を希望する保護者が、WEBで弁当の発注、クレジット決済を行う（1食600円程度）。
- ※2 令和5年度の冬休みから、区が事業者との連絡・調整を行う形に変更（同夏休みまでは、新BOPごとに保護者の代表が実施）
- ※3 令和5年度冬休みからの流れを **--->** で表示
- ※4 利用可能日は、長期休暇期間中の月曜日から金曜日まで
- ※5 上記の流れは標準的なもので、新BOPによって運用が異なる場合がある。

## (2) これまでの取組み

## ① 実施か所数

保護者から本取組みの導入要望を受けた新BOPで、順次導入を進めている。

年度	長期休暇	実施数
令和3年度	冬休み	1か所
	春休み	
令和4年度	夏休み	4か所
	冬休み	7か所
	春休み	
令和5年度	夏休み	9か所
	冬休み	15か所(予定)※

※15か所の内、区選定事業者の利用が11か所(若林、三宿、多聞、上北沢、池之上、中丸、玉川、八幡、砧、芦花、千歳台)、その他事業者の利用が4か所(代田、松丘、烏山、下北沢)を予定。今後の調整状況により実施数に変更となる場合がある。

## ② 区による事業者選定の実施

保護者の負担軽減や新規導入の円滑化等の観点から、これまで新BOPごとに保護者が行っていた、本サービスの利用に係る事業者との連絡・調整を区がまとめて行うこと等を目的に、令和5年9月に公募型プロポーザルにより、以下の事業者を選定した。

令和5年度の冬休みの実施に向け、区と事業者で調整を行い、本取組みの推進にかかる検討やデリバリー弁当による昼食の提供体制の確保を進めていく。

ただし、保護者が区の選定事業者以外の事業者の利用を希望する場合は、従来どおり、保護者が任意の事業者と調整する形での利用を可能とする。

選定事業者	株式会社RETRY(リトライ) (東京都中央区日本橋小網町19-8IW日本橋ビル5階) ※当該事業者は「シャシヨクラブ」という名称で、企業や学童クラブ等を対象とした配食事業を実施している。
-------	--

## 3 今後の取組み

区の選定事業者が配送体制を確保するのに一定の時間を要すること、また各新BOPによって登録児童数、施設構造等に相違があることから、当面は引き続き保護者からの要望に基づき、実施可能な準備が整った新BOPから順次導入していくことを基本としつつ、状況を見ながら積極的な拡大も視野に、取組みを進めていく。

## 4 今後のスケジュール(予定)

令和5年11月下旬～	区選定事業者を利用する新BOP学童クラブ(11か所を予定)の保護者へ冬休みの利用について周知
令和5年度冬休み以降	新BOP学童クラブ15か所でデリバリー弁当による昼食提供実施次の春休みに向け、保護者からの要望等を踏まえ、新規導入か所の検討

令和6年2月5日  
児童課

新BOPにおける放課後健全育成業務にかかる労働者派遣事業の  
実施状況について

1 目的

これまで新BOPの運営は、区の正規職員及び会計年度任用職員等で担ってきたが、このうち、特に会計年度任用職員（指導員）については区の採用だけでは十分な確保が困難なことから、労働者派遣による人材確保を行い、新BOPの安定的な運営を図る。

2 労働者派遣の概要

実施時期	令和5年8月1日～
配属タイミング	随時（月途中採用もあり）
資格要件	指導員AまたはB
職務内容	指導員A、Bと同等（新BOPの実情に応じて、DSTレベルとすることは差支えない）
勤務日数・時間	指導員A、Bと同様 原則20日（各月17日以上、23日以内） ※土曜日、夏休み等の学校休業日は、早番（8時15分～）、中番（10時15分～等）のシフトも可 ※19時5分までの勤務も可 ※有給休暇あり（たとえば、有給休暇を取得して、18日勤務ということもありうる）
超過勤務	原則なし（やむを得ない場合は本人と協議） ミーティングに参加する場合は、10時15分～16時15分までの勤務とすること。
派遣労働者への指揮命令	館長及び事務局長が対応（児童指導の場合もあり）

3 派遣状況について（令和6年2月1日現在）

現在、33校の新BOPに計43名の派遣労働者を配置している。

参考：指導員A、B→月20日（月～土）1日6時間勤務  
指導員D→月16日（月～土）1日4時間勤務  
指導員S→月12日（月～土）1日4時間勤務  
指導員T→月8日（月～土）1日4時間勤務

令和6年2月5日  
児 童 課

## 新BOP学童クラブの利用手続きに係る電子申請の導入について

## 1. 電子申請手続きの概要

- (1) 紙の申請書類を保護者が新BOPに持参する従来の申請手続きに加え、オンライン上で直接児童育成へ申請手続きが行えるようにすることで、保護者の利便性向上と新BOPにおける事務軽減を図る。
- (2) 従来の紙申請受付と電子申請受付を併行して行い、紙申請の対応については、従来の受付方法を継続する。
- (3) アレルギーのある児童や要配慮児童への対応等、新BOPと保護者との調整が必要と考えられる事項については、現行の紙申請のみの対応（アレルギー調査票や児童票の提出含め）とする。

## 2. 電子申請が可能な手続き一覧および導入予定時期

申請手続き	年間申請数（概算）	導入予定時期
退会申請（延長利用辞退申請）	1,900件	令和5年12月（導入済）
利用料（延長利用料）減免申請	800件	令和6年1月（導入済）
（保護者用）証明書交付願	70件	令和6年1月（導入済）
入会（延長利用）申請	10,800件	令和6年4月
取り下げ申請（延長利用取り下げ申請）	200件	令和6年7月
入会申請書記載事項変更届		令和6年7月

## 区の補助事業による民設民営放課後児童クラブの整備について

## 1. 令和5年度の整備実績について

No.	事業者名	所在地	優先受入校	定員・支援数
1	ライクキッズ株式会社	砧2-16-1	山野小学校	80名・2支援
2	ベネッセスタイルケア株式会社	粕谷2-3	芦花小学校	80名・2支援
3	ベネッセスタイルケア株式会社	桜新町2-12-4	松丘小学校 桜町小学校	40名・1支援
4	特定非営利活動法人三楽	経堂2-4-6	経堂小学校	80名・2支援
5	社会福祉法人和光会	深沢5-16-17 (旧区立深沢保育園) ※深沢5-11-5 (区立三島幼稚園)	東深沢小学校	80名・2支援

※令和6年4月から令和10年度中(予定)までは旧区立深沢保育園建物を活用して運営し、令和10年度中(予定)に区立三島幼稚園跡地へ移転し運営を実施する。

## 2. 令和10年度までの整備見込み数と整備予定数について

年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
人口推計(6~8歳)(人)	22,561	22,050	21,437	20,544	19,592	18,803
※令和4年7月当時の人口推計	<b>(22,567)</b>	—	—	—	—	—
a)民設民営も含めた登録児童数(人)	8,456	8,267	8,068	7,790	7,521	7,409
	<b>(8,979)</b>	—	—	—	—	—
b)民設民営(新規整備)定員数(人)	240	480	720	880	1,040	1,200
	<b>(0)</b>	<b>(360)</b>	—	—	—	—
【参考】民設民営(新規整備) 施設累計数(施設)	3	6	9	11	13	15
	<b>(0)</b>	<b>(5)</b>	—	—	—	—
【参考】民設民営(新規整備) 年間施設増数(施設)	3	3	3	2	2	2
	<b>(0)</b>	<b>(5)</b>	—	—	—	—
c)学校内での学童クラブで確保する 定員数 a)-b) (人)	8,216	7,787	7,348	6,910	6,481	6,209
	<b>(8,979)</b>	—	—	—	—	—

※各表における数値は、上段が令和4年度に示した令和10年度までの見込み数、下段が実績(予定)となっている。

※人口推計は1月1日時点、登録児童数は5月1日時点の数値としている。

### 3. 今後の取り組みの方向性について

#### (1) 民設民営放課後児童クラブ（提案型）の整備について

令和6年4月の施設開所に向けて、現在5箇所では民設民営放課後児童クラブの整備等を進めているが、令和10年度までに1,200人分の定員確保を目標に、改めて整備・運営事業者の募集を開始した。

これまでは、応募要件として放課後児童健全育成事業の運営実績がある事業者のみに限定していたが、本募集からは応募要件を拡大し、「5歳児までの保育・教育を行う認可保育所、又は児童福祉施設として法的に位置づけられる認定こども園（幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園）のいずれかを3年以上運営している法人」についても応募できるように、応募要件の拡充を行った。

#### (2) 認可保育所等の余裕スペースを活用した放課後児童健全育成事業について

新たな放課後児童健全育成事業の定員枠確保に向けた取り組みとして、地域資源の有効活用の観点から、区内の認可保育所等の余裕スペースを活用した放課後児童健全育成事業の実施に向けて検討を進めており、取り組みの概要は以下のとおり。

位置づけ：児童福祉法上の放課後児童健全育成事業

実施場所：認可保育所等の中の余裕スペース

（一時保育室、ホール、ランチルーム等を想定）

対象児童：小学校1年生

定員：10人以上

その他：実施日や利用料、学校から施設までの引率方法などについては、民設民営放課後児童クラブと同様とする。

期待される効果

- 民設民営放課後児童クラブの整備と併せた定員拡充の一手として、新BOP学童クラブの大規模化等の解消を図る。
- 学齢期に移行する転換期において、児童にとって小さい子どもたちと一緒に過ごすことは自己有用感を持てる貴重な居場所となる。また、園児側にとっても、年上の児童と過ごすことは様々な刺激を得る機会となり、成長が促されることが期待できる。
- 調理室が共用でき、栄養士や調理員による栄養・アレルギーを考慮した手作りおやつ提供だけでなく、学校休業日は健康的な昼食提供も期待できる。
- 保護者にとっても、不安の多い子どもの環境の転換期に、保育園に預かってもらえることは、働き方を変えずに、安心して預けられ、当該園にきょうだい児がいる場合は、延長利用時のお迎えが1カ所にまとまるなどの負担軽減に繋がる面がある。